

令和3年6月1日

分任内部統制責任者、内部統制員 各位

内部統制責任者

大阪市水道局内部統制基本方針の制定に当たって

この間、大阪市水道局では市民・お客さまに信頼される適正かつ効率的・効果的な業務の執行を確保することを目的として内部統制の体制を構築し取組を進めてきましたが、厳しい経営環境の中、安全・安心な水道水の安定的な供給と時代に即した良好なお客さまサービスの提供を持続させていくためには、これまで以上に内部統制を有効に機能させていくことが必要です。

こうしたことから、別添のとおり、大阪市水道局内部統制基本方針を制定しました。

この基本方針を踏まえた内部統制の運用の詳細については改めて局内周知が図られると思いますが、分任内部統制責任者及び内部統制員である部課長の皆さんには、以下の事項を常に念頭において、それぞれの職責を果たし、局における内部統制を有効に機能させていただくようお願いします。

記

1 内部統制は管理職員としてのマネジメントの一環であることを認識すること

内部統制は、個々の業務において生じ得る不適切な事態を把握し、必要に応じてその対応策を講じるものであって、本来、業務に組み込まれ日々の業務の中で職員一人一人によって組織的かつ自律的に遂行されているべきプロセスであって、新たな業務でも何でもなく、本来やっていたりしかるべきことです。

その意味で、内部統制は、管理職員である皆さんにおいて、組織マネジメント(業務運営)の一環として、全ての部下職員が日々業務を遂行する中で主体的に取り組むようにしていくべきもの、つまり、管理職員である部長や課長として当然やっているべきものです。

このことをしっかりと認識し、日々の部下職員の指導監督に取り組んでいってください。

2 自らの日々の言動の重要性を認識すること

内部統制の本質は、不適切な事態が発生した時の事後対応ではなく、日々における予防であり、組織の全員が不適切な事態の発生を回避・予防することを意識する、そうした職場風土を醸成し維持していくことが重要です。

その意味で管理職員の皆さん自身の日々の言動が部下職員の判断や行動様式を大きく左右することを常に意識する必要があります。

「法令等の遵守」はいうまでもなく、「標準化等の事務の効率化」、「適正な公文書の作成、管理等」、

「財産や個人情報をはじめとする情報資産の保全」、こうした内部統制の4つの目的の達成を常に意識している上司であるという印象を部下職員が持つようにする。そのためには、決裁の承認はもとより、ミーティングや部下への指導など日々の様々な場面における皆さん自身の言動が非常に大切なことを改めて認識し、実践して行ってください。